

水沼地区有害鳥獣（ニホンジカ）の誘引捕獲委託事業(R 7 当初明許)

特記仕様書

1 事業の目的

近年のニホンジカ（以下、シカという。）個体数の急激な増加に伴い、深刻化の一途をたどるシカによる森林被害対策は喫緊の課題であり、シカ被害に歯止めをかけるため、国としてシカ個体数の半減を目標に掲げ、国をあげて問題解決に向けシカ被害対策に取り組むこととしている。

森林においては、シカによる造林木への食害や剥皮等の被害、植栽木が食害されることにより伐採後の更新が困難な森林が発生し、森林施業に支障をきたし、林業が成り立たなくなる。また、下層植生の消失により、土砂流出や崩壊が発生し国土保全上重大な問題となる。

このような中で、令和 4 年にはシカの生息密度が公表され、高密度のエリアが広域に及んでいることが明らかになったところである。繁殖力旺盛なシカの捕獲等を行わなければ、さらなる生息密度の増加や分布の拡大が想定され、森林の多面的機能の発揮等の多大な影響が懸念されるため、本事業では、国として広域的にシカ捕獲等を実施することを目的としている。

2 事業区域

(1) 水沼地区

群馬県桐生市黒保根町宿廻字廣萱国有林 401 林班外

(位置図参照)

3 捕獲対象鳥獣及び捕獲目標頭数

ニホンジカ 100 頭（頭数はあくまで目安であり、制限するものではない）

4 事業内容

本事業は、共通仕様書に定めるもののほか、(1)から(4)により実施するので、下記のとおり委託事業開始時及び報告書作成時に監督職員と 1 回ずつ、計 2 回打合せを行うこと。なお、電話、電子メール、現場等で行う軽微なものは含まないが、共通仕様書 1. 9 のとおり、都度受託者が別紙様式 2 「打合せ記録簿」に記録し、監督職員と相互に確認しなければならない。

(1) 計画等の準備

ア 事業管理責任者、従事者の届け出

共通仕様書 1. 6 及び 1. 7 のとおり、事業管理責任者及び従事者を定め、様式 4 を事業計画書に添付して届け出ること。

イ 事業計画書の作成

共通仕様書 1. 10 の事業計画書の作成は、事業全体の推進・調整を図るため、監督職員と 1 回打合せを行うとともに、必要に応じて野生鳥獣被害対策に係る関係行政機関等と打合せを行い、関係者の意見を踏まえながら作成すること。また、関係市町村と調整の上、クマ等の錯誤捕獲があった場合の対応方法についても記載すること。

ウ 有害鳥獣捕獲許可の申請等について

本事業を実施するための有害鳥獣捕獲許可申請は、受託者が作成のうえ、委託者より交付する有害鳥獣捕獲依頼書及び被害証明書を添付し、該当市町村長に申請し、捕獲作業実施前までに許可を得て、写しを電子メールにて監督職員あて提出すること。

エ 支給・貸与及び返却等

共通仕様書 1. 11 及び「貸与物品等一覧表」のとおり、貸与品を借り受けた場合には、様式 5「貸与申請書」を提出して借り受け、借り受けた品を返却する際は様式 15「貸与返却書」を添えて返却すること。

オ 取得物品

本事業により取得した物品（原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち取得価格が 50,000 円以上のもの）の取扱については、委託契約書第 28 条の他、以下のとおりとする。

- ① 物品表示票（別紙様式 10）
- ② 継続使用申請書（別紙様式 17）
- ③ 使用不能報告書（別紙様式 9）
- ④ 収益納付報告書（別紙様式 18）

カ 埋設穴掘削

捕獲作業実施前までに、監督職員が指示する場所において、縦 1.2m×横 6m×高さ 1.5 m の集合埋設穴を 4 箇所掘削すること。

(2) 誘引捕獲の実施方法

ア 誘引作業の方法

シカ以外の大型哺乳動物を誘引しにくい草食動物用乾燥餌（以下、誘引餌という。）を用いて、くくりわな（以下、わなという。）による捕獲作業を実施する 7 日以上前に 1 日、また 1 回の捕獲期間 4 日間のうち 1 日目に、わな設置（予定）箇所 1 箇所あたり 1 k g を標準として設置すること。1 回の捕獲期間 4 日間のうち 2，3 日目の見回り時に、わな設置箇所の周囲に、必要に応じて誘引餌を補充（2 日間で 20kg を想定）すること。

誘引餌は、ヘイキューブを別添「貸与物品等一覧表」に記載する数量のとおり、貸与品から先に使用し、購入分については必要な時に購入し、領収書等の写しを監督職員に提出し、現物の数量等の確認を受けてから使用すること。なお、納品先が受託者の事務所等で、監督職員による現物の確認が厳しい場合は、数量等が確認できる写真での提出でもよいこととする。

誘引の効果を検証するため、見回り時に誘引餌の採食状況等を確認して、その結果を様式仕 1「誘引作業日報」に記録し、実施状況を撮影した写真とともに翌月 5 日までに監督職員へ提出すること。

10 日間程度誘引餌を置いても採食が確認できなければ別の候補地を検討すること。また、誘引が不調で古い誘引餌が残っている場合は定期的に除去・林内埋設し、残った誘引餌のうえに新しい誘引餌を置き続けることのないようにすること。

誘引餌が残った場合は、監督職員に引き渡すこと。

イ 捕獲作業の方法

捕獲作業は警戒心の高いニホンジカを増やさないため、1回の捕獲期間を4日間（3夜）とし、捕獲期間を8回設定する。

わな設置基数は、70基とし、設置後は「捕獲情報集計表__わな情報・わな森林情報」において、設置するわなごとに必要な事項を整理すること。小班IDに必要な情報については監督職員からの指示を受けるものとする。

また、捕獲作業期間内のわなの撤去は行わず、確実にわなが作動しない状態にしたうえで存置し、全ての捕獲期間終了時に撤去すること。

わなの設置箇所は、誘引餌の設置箇所を基本とし、誘引餌の採食状況が良くない場合や下記4（3）の撮影結果を踏まえて、獣道に設置することも可能とするが、他の鳥獣の錯誤捕獲を防止する観点から十分に精査し実施すること。

わなの設置は、空はじき防止のため、石や枝条等の障害物を配置しシカが必ず足を置く位置となるよう工夫すること。また、誘引餌の設置箇所にわなを設置する場合には、わなの周囲に障害物を配置し、その周囲にドーナツ状に誘引餌を設置すること。なお、わな稼働時の見回りは、毎日行うこと。

ウ 実施期間

ア及びイの実施期間は、契約締結日の翌日から令和9年2月5日までとする。（捕獲・見回り・給餌による誘引作業・検体・メンテナンス・回収埋設含む）ただし、錯誤捕獲時に関係市町村と調整が取れるよう、1回の捕獲期間（4日間）は原則として土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を含まない期間とすること。

エ わなの仕様

別添「貸与物品等一覧表」に記載のわなを委託者から受託者へ貸与し、別紙位置図に示す事業区域内に設置すること。なお、本事業において使用するわなは、群馬森林管理署の所有物のため、事業終了時に返納すること。

受託者所有のわなが貸与予定のわなと同等の効果が認められる場合は、事前に監督職員と協議のうえ、貸与品に替えて使用することも可能とする。但し、代替品が損傷しても補償は行わないので留意すること。

オ 捕獲実施体制

1日あたりの捕獲体制は1班2名体制（車両1台）を基本とする。（捕獲・見回り・給餌による誘引作業・検体・メンテナンス・回収埋設含む）

カ 林道等の移動距離

オに示す捕獲実施体制の1日当たりの車両による林道等の総移動距離は以下の距離を想定する。

林道等走行距離 8.3km（平均時速 15km での走行を想定）

キ 止めさし

安全対策を万全に行い、適切に実施すること。方法は原則、ナイフ、電殺器を使用することとし、安全上これにより難い場合は監督職員と協議のうえ、その他の方法により行うものとする。

ク 捕獲個体の処理

捕獲個体は、原則として上記４（１）カの集合埋設穴に埋設することとするが、共通仕様書 ２．４．２（４）のとおり、焼却施設または食肉処理施設（株式会社箕輪フーズ）に処分を依頼する場合、個体を引き渡す際に、別紙様式「個体の受領証明書」を受領し、監督職員に提出すること。なお、処分に当たっては県や施設の基準に適合するか確認した上で適切に実施すること。

埋設穴は、転落防止対策として、標識の設置等を行い、監督職員が用意した蓋をかぶせること。埋設に当たっては、掘り返し防止のため、捕獲個体１体につき２ｋｇの消石灰を散布した後、20cm程度の覆土を行い、捕獲期間終了後に埋め戻すこと。消石灰は、別添「貸与物品等一覧表」に記載の数量を借り受けて使用すること。消石灰が残った場合は、監督職員へ引き渡すこと。

- ① 共通仕様書 ２．４．２（５）のとおり、回収した個体は、検体作業（体長、体重、年齢、雄雌別等）を行い、様式仕２「捕獲作業日報」、様式仕３「捕獲個体記録票」に記入し、翌月５日までに下記③の写真と合わせて監督職員へ報告すること。なお、捕獲場所については、ハンディ GPS 機器等による緯度経度、もしくはスマートフォンなどの地図アプリによる位置画像等を参考に記録すること。
- ② 共通仕様書 ２．４．２（３）のとおり、証拠物（「尾」または「両耳」）の監督職員への提出については、捕獲時において証拠物を油性スプレー等で着色しておき、その数が分かるように撮影のうえ、監督職員の求めに応じて行うこと。
- ③ 共通仕様書 ２．４．２（２）のとおり、捕獲個体は原則「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際頭部が右側にくる状態をいう。）にさせ、個体の色と異なる油性スプレー等で胴体中央に「山」とマーキングすること。さらにその上から油性スプレー等で捕獲日・捕獲番号をマーキングし、必要事項（捕獲事業体名、捕獲者名、捕獲日時、捕獲場所、捕獲方法、事業名）を明記した看板を添えて、埋設する個体については埋設穴に置いた状態で撮影すること。施設に処分を依頼する個体については、運搬後に施設において写真を撮影すること。
- ④ 共通仕様書 ２．４．２（６）のとおり、作成する「捕獲状況集計表」については、「Microsoft Excel」等で作成をし、その電子データを提出すること。

ケ 林道入口における注意標識の設置等

捕獲作業の実施に当たっては、林道の入口等に注意看板等を設置し、有害鳥獣捕獲作業について一般者へ周知すること。また、銃器を使用する場合は、予め関係機関・団体等と調整のうえ、一般者の立ち入りを禁止する措置を講じること。林道ゲートは必ず施錠し、一般車両が侵入しないようにすること。

コ 猟具への標識設置

捕獲に使用する猟具に標識（住所及び氏名又は名称その他環境省令で定める事項）を装着し、捕獲作業を行うこと。

サ 錯誤捕獲時における記録の様式

共通仕様書 2. 10 (3) のとおり、錯誤捕獲の対応記録は、様式仕 2 「捕獲作業日報（錯誤捕獲）」と記載し詳細に記録し報告すること。

(3) 自動撮影カメラ（以下、カメラ）を用いた誘引状況の把握

共通仕様書 5. 1 (2) のとおり、誘引状況を把握するためにカメラを設置し、撮影画像から誘引状況を踏まえて効率的にわなを仕掛けられるよう活用すること。

ア 調査方法

(ア) 設置場所

監督職員と協議のうえ、別紙位置図に示す事業区域内において選定した場所にカメラを 8 台設置すること。

(イ) カメラの仕様

別添「貸与物品等一覧表」に記載する数量のとおり、カメラ、microSD カード、及び単三電池を受託者が購入し、領収書等の写しを監督職員に提出し、現物の数量等の確認を受けてから、貸与品の盗難防止ワイヤーを付けて設置すること。

なお、納品先が受託者の事務所等で、監督職員による現物の確認が厳しい場合は、数量等が確認できる写真での提出でもよいこととする。

購入物品及び貸与品については、撮影終了後、監督職員へ引き渡すこと。

(ウ) カメラの設定

共通仕様書 5. 1 別記 B のとおり、誘引餌やわな等の目的物及び周辺が移る位置・角度に以下のとおりカメラを設置すること。

- ・解像度：2400 万画素程度
- ・撮影方法：センサー（検知）モードでの静止画（3 枚）及び動画（30 秒程度）
- ・センサーインターバル：1 分間。ただし、シカがカメラの前に滞在する機会が多く撮影枚数が膨大になる場合は、監督職員と協議してインターバルを検討することとする。

(エ) 設置期間

捕獲作業実施の 7 日以上前の事前給餌の際～捕獲作業終了までとする。ただし、シカ生息密度が高くシカが写る機会が多く撮影枚数が膨大になる場合には、カメラの設定や設置日数を監督職員と協議すること。

イ 集計

集計は、各地点の静止画（3 枚）及び動画（30 秒程度）のうち最も多い数を撮影頭数として

カウントし、撮影されたシカの頭数、性別、成熟度、撮影日、時間等を整理することとし、シカ以外の野生哺乳類についても可能な限り同定すること。また、シカまたはカモシカの撮影状況については、様式仕5「ニホンジカ等撮影状況一覧」に取りまとめるとともに「Microsoft Excel」等で作成し、その電子データを提出すること。

(4) 報告書の作成

共通仕様書2. 4. 3のとおり、上記(1)の事業計画書に対する実績、(2)の捕獲に係る一連の作業の実施結果及び記録・写真及び実施状況、(3)の集計・考察等、(4)カメラの撮影状況等について報告書を作成すること。

5 成果の報告

(1) 報告書の提出期限及び提出場所

報告書の名称は、「水沼地区有害鳥獣（ニホンジカ）の誘引捕獲委託事業(R 7 当初明許)報告書」とする。

受託者は、上記4(4)のとおり報告書を取りまとめ、以下のとおり提出するものとする。

ア 提出期限

令和9年2月26日（ただし、令和9年2月12日までに結果の概要ととりまとめの方向を監督職員に報告し、1回打ち合わせを行うこと。）

イ 提出場所

群馬森林管理署（群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号）

ウ 報告書の仕様及び数量

(ア) 報告書2部 カラーA4版左とじ、両面印刷とする。なお、pdf形式のデータを(イ)に保存すること。

(イ) 電子ファイルを保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）2部

納入する電子媒体には、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付するとともに、事業名称等を印字して納入すること。なお、電子データのアプリケーションソフトについては、Microsoft 社 Windows10 以上で表示可能なもの及び以下の仕様とする。

- ・ 文書：ワープロソフト(Microsoft 社 Word2016 以上)
- ・ 表計算：表計算ソフト(Microsoft 社 Excel2016 以上)
- ・ 画像：JPEG 形式

(ウ) 報告書納入後に受託者側の責めにより不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(2) 報告書作成の留意事項

報告書の作成に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12

年法律第 100 号)第 6 条第 1 項に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和 8 年 2 月 3 日変更閣議決定)に適合した製品を使用すること。

6 その他

(1) 委託事業における人件費の算定等の適正化について

受託者は、別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出するとともに、人件費明細書を作成し、直接作業時間を確認することができる書類などを整備しなければならない。なお、人件費明細書及び直接作業時間を確認することができる書類については、検査の際に提示しなければならない。

(2) 放射線障害防止措置

受託者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成 23 年厚生労働省令 152 号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(3) C S F (豚熱) 対策について

C S F (豚熱) の感染拡大防止のため、群馬県における C S F 対策を熟知して適切な対応に努めること。

(4) 支払対象

本事業では、捕獲目標頭数を定めるものの捕獲実績による支給ではなく、捕獲事業に要した費用について支給する。ただし、正当な理由なくして事業を行わなかった日については、減額の対象とし、その日数に応じて双方協議の上、決定するものとする。

なお、林外の焼却施設及び加工施設への運搬費用並びに焼却処分費用については、支給対象外とする。

(5) 他の事業との関連

捕獲及び処分については、他事業との重複はできない。(本事業で捕獲したニホンジカを用いて国、県等が交付する捕獲交付金等を受領してはならない。)